

令和4年5月27日

総務大臣
金子恭之殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川瀨昇

答申書

令和4年3月28日付け諮問第3150号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料等の改定)

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1 接続約款改正案に規定された「加入電話・メタル IP 電話接続機能」に係る措置の内容に賛成。今後も、加入電話の発着信に係る接続料として、PSTN モデルと IP モデルの加重平均値が NTT 東西の接続約款に規定されることとなっていると認識。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下あわせて「NTT 東西殿」という。)それぞれの「電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する接続約款」(以下「接続約款」という。)改正案附則第 2 項に規定された「加入電話・メタル IP 電話接続機能」に係る措置の内容について賛同いたします。</p> <p>今回、令和 4 年度に適用する長期増分費用方式による接続料金の認可申請において示された加入電話・メタル IP 電話機能に係る接続料 (LRIC 料金) は、IP 網への移行期間 (令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで) における接続料であって、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年総務省令第 9 号。以下、「本省令」という。) の施行に伴い、「接続ルート切替前後の加入電話・メタル IP 電話発着信に係る接続機能を単一の法定機能として規定する」¹ こととされたことを受けて算定されたものと認識しております。</p> <p>今回、本申請の算定根拠において、従前の PSTN モデル及び第 9 次モデルである IP モデルそれぞれの単独料金及び本省令に基づき令和 5 年度及び令和 6 年度 12 月まで適用される加重平均の比率が明示されていますが、IP 網への移行期間は、加重平均された接続料のみが加入電話の発着信における唯一適正なものとして、NTT 東西殿の接続約款に引き続き規定されることとなっているものと認識しております。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ご指摘の加入電話・メタル IP 電話の発着信に係る接続料は、固定電話網の IP 網への移行を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続料規則 (平成 12 年郵政省令第 64 号) において、令和 4 年 4 月から令和 6 年 12 月までの間、PSTN-LRIC モデルでの算定値と IP-LRIC モデルでの算定値の加重平均により算定することが規定されています。</p>	<p>なし</p>

<p>¹「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正について－令和４年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用等－概要」（令和４年１月１４日）P１</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000787581.pdf</p> <p>（楽天モバイル株式会社）</p>		
--	--	--